

区民委員会報告資料

令和8年2月26日

報告事項件名	頁
1 特別区区民葬儀における新たな火葬料金助成制度の開始について	2
2 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の改定について	4

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和8年2月26日

件名	特別区区民葬儀における新たな火葬料金助成制度の開始について												
所管部課名	区民部戸籍住民課												
内容	<p>令和8年4月に23区共通で開始する、特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）における新たな火葬料金助成制度について、以下のとおり報告する。</p>												
	<p>1 助成対象者</p> <p>区民葬儀利用者（※1）のうち、特別区が指定する民間火葬場（※2）において、最も低廉な火葬料金（以下「基準火葬料金」 ※3）を支払った方（※4）</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="400 792 1442 846">補 足 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 846 496 1003">※1</td> <td data-bbox="496 846 1442 1003">全東京葬祭業協同組合連合会に加盟の取扱指定店（足立区内は13店）で「祭壇券」または「霊柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1003 496 1167">※2</td> <td data-bbox="496 1003 1442 1167">区民葬儀の取扱いを取り止めるため「火葬券」が利用できなくなる、東京博善株式会社が運営する次の6火葬場 <u>町屋</u>、<u>四ツ木</u>、<u>落合</u>、<u>杉並区堀ノ内</u>、<u>代々幡</u>、<u>桐ヶ谷</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1167 496 1227">※3</td> <td data-bbox="496 1167 1442 1227">他の公的制度の適用を受けている料金を除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1227 496 1547">※4</td> <td data-bbox="496 1227 1442 1547"> <p>「逝去者」または「葬祭執行者」が特別区内に住民登録を有している</p> <p>◎ 足立区に助成申請できる要件としては、</p> <p>(1) 「逝去者」が足立区内に住民登録を有している。</p> <p>(2) 「逝去者」の住民登録が23区外の場合は、「葬祭執行者」が足立区内に住民登録を有している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		補 足 内 容		※1	全東京葬祭業協同組合連合会に加盟の取扱指定店（足立区内は13店）で「祭壇券」または「霊柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者	※2	区民葬儀の取扱いを取り止めるため「火葬券」が利用できなくなる、東京博善株式会社が運営する次の6火葬場 <u>町屋</u> 、 <u>四ツ木</u> 、 <u>落合</u> 、 <u>杉並区堀ノ内</u> 、 <u>代々幡</u> 、 <u>桐ヶ谷</u>	※3	他の公的制度の適用を受けている料金を除く	※4	<p>「逝去者」または「葬祭執行者」が特別区内に住民登録を有している</p> <p>◎ 足立区に助成申請できる要件としては、</p> <p>(1) 「逝去者」が足立区内に住民登録を有している。</p> <p>(2) 「逝去者」の住民登録が23区外の場合は、「葬祭執行者」が足立区内に住民登録を有している。</p>	
	補 足 内 容												
	※1	全東京葬祭業協同組合連合会に加盟の取扱指定店（足立区内は13店）で「祭壇券」または「霊柩車券」のいずれかの区民葬儀券利用者											
※2	区民葬儀の取扱いを取り止めるため「火葬券」が利用できなくなる、東京博善株式会社が運営する次の6火葬場 <u>町屋</u> 、 <u>四ツ木</u> 、 <u>落合</u> 、 <u>杉並区堀ノ内</u> 、 <u>代々幡</u> 、 <u>桐ヶ谷</u>												
※3	他の公的制度の適用を受けている料金を除く												
※4	<p>「逝去者」または「葬祭執行者」が特別区内に住民登録を有している</p> <p>◎ 足立区に助成申請できる要件としては、</p> <p>(1) 「逝去者」が足立区内に住民登録を有している。</p> <p>(2) 「逝去者」の住民登録が23区外の場合は、「葬祭執行者」が足立区内に住民登録を有している。</p>												
<p>2 助成限度額</p> <p>大人27,000円、6歳未満の小人15,000円</p> <p>(1) 設定根拠（下表のアとイの差額ウを、千円未満切り捨て）</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1778 932 1839">項 目</th> <th data-bbox="932 1778 1198 1839">大人（円）</th> <th data-bbox="1198 1778 1442 1839">小人（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1839 932 1989">ア 特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額</td> <td data-bbox="932 1839 1198 1989">87,000</td> <td data-bbox="1198 1839 1442 1989">50,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1989 932 2049">イ 区民葬儀の火葬料金</td> <td data-bbox="932 1989 1198 2049">59,600</td> <td data-bbox="1198 1989 1442 2049">34,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 2049 932 2103">ウ 差額</td> <td data-bbox="932 2049 1198 2103">27,400</td> <td data-bbox="1198 2049 1442 2103">15,500</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	大人（円）	小人（円）	ア 特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額	87,000	50,000	イ 区民葬儀の火葬料金	59,600	34,500	ウ 差額	27,400	15,500
項 目	大人（円）	小人（円）											
ア 特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金（公営は域外）の平均額	87,000	50,000											
イ 区民葬儀の火葬料金	59,600	34,500											
ウ 差額	27,400	15,500											

- (2) 差額が助成限度額に達しない場合は、その額（千円未満切り捨て）を助成額とする。

3 助成適用日

令和8年4月1日以降に執り行った火葬料金に対して助成を行う。

4 助成申請手続きについて

- (1) 申請窓口 足立区の場合は戸籍住民課
(2) 申請方法 火葬料金の領収書を持参。区民葬儀利用者であること等を審査のうえ、後日、口座振込する。

5 助成申請見込数

年間739件

(算出根拠)

区民葬儀を利用した区民のうち、東京博善株式会社の火葬場利用者（令和5年度463件、令和6年度543件）の推移等をもとに算出

6 助成制度創設の経緯

- (1) 区民葬儀取扱業者のうち、東京博善株式会社が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を、令和7年8月に公表した。
(2) 同月、特別区は、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から、23区共通の助成制度の創設を検討することを公表した。
(3) 令和8年1月、特別区は、助成制度を令和8年4月より開始することを公表した。

7 今後の方針

- (1) あだち広報、区ホームページ、おくやみ相談ハンドブック「ご遺族の方へ」等で周知する。
(2) 助成に必要な経費を令和8年度当初予算案に計上する。
(3) 自治体における、民間火葬場の火葬料に対する指導の根拠は、公営の場合と異なり「墓地、埋葬等に関する法律」に規定がないため、引き続き国に法制度の見直し等を東京都とともに要望していく。

区民委員会報告資料

令和8年2月26日

件名	令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の改定について																																																			
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																																																			
内 容	<p>令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率について、令和8年1月29日に開会された東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「都広域連合」という。）議会において、以下のとおり可決されたので報告する。</p> <p>1 令和8・9年度の保険料率</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">一人当たり平均保険料額</td> <td>令和6・7年度 (現行)</td> <td>令和8・9年度</td> <td>差</td> </tr> <tr> <td>111,356円</td> <td>127,400円</td> <td>16,044円増</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>年度</th> <th>令和6・7年度 (現行)</th> <th>令和8・9年度</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">均等割額</td> <td>医療分</td> <td></td> <td>47,300円</td> <td>53,300円</td> <td>6,000円増</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援分</td> <td></td> <td></td> <td>1,300円</td> <td>1,300円増</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割率</td> <td>医療分</td> <td></td> <td>9.67%</td> <td>9.88%</td> <td>0.21pt増</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援分</td> <td></td> <td></td> <td>0.26%</td> <td>0.26pt増</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一人当たり平均保険料額</td> <td></td> <td>111,356円</td> <td>127,400円</td> <td>16,044円増</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賦課限度額</td> <td></td> <td>800,000円</td> <td>871,000円</td> <td>71,000円増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 年間保険料額比較（別紙1参照）、所得階層別被保険者数（別紙2参照）</p> <p>2 保険料率改定の主な設定条件</p> <p>(1) 被保険者数 令和8年度179万人、令和9年度178.8万人</p> <p>(2) 一人当たり医療給付費の伸び率 1.66%</p> <p>(3) 所得係数（均等割額と所得割額の賦課割合）</p> <p>ア 所得係数 1.55</p> <p>イ 均等割額と所得割額の賦課割合</p> <p>(ア) 医療分</p> <p>37.33（均等割額）：62.67（所得割額）</p>				一人当たり平均保険料額		令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度	差	111,356円	127,400円	16,044円増	項目		年度	令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度	差	均等割額	医療分		47,300円	53,300円	6,000円増	子ども・子育て支援分			1,300円	1,300円増	所得割率	医療分		9.67%	9.88%	0.21pt増	子ども・子育て支援分			0.26%	0.26pt増	一人当たり平均保険料額			111,356円	127,400円	16,044円増	賦課限度額			800,000円	871,000円	71,000円増
	一人当たり平均保険料額		令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度			差																																													
			111,356円	127,400円	16,044円増																																															
	項目		年度	令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度	差																																														
	均等割額	医療分		47,300円	53,300円	6,000円増																																														
		子ども・子育て支援分			1,300円	1,300円増																																														
	所得割率	医療分		9.67%	9.88%	0.21pt増																																														
		子ども・子育て支援分			0.26%	0.26pt増																																														
	一人当たり平均保険料額			111,356円	127,400円	16,044円増																																														
	賦課限度額			800,000円	871,000円	71,000円増																																														

(イ) 子ども・子育て支援分

38.57 (均等割額) : 61.43 (所得割額)

(4) 都広域連合剰余金繰入 197億円

(5) 出産育児支援金の財政規模 2年間で約45億円

(6) 後期高齢者負担率

13.27%

(7) 賦課限度額

87.1万円 (医療分85万円、子ども・子育て支援分2.1万円)

3 保険料率改定における主な増加抑制及び軽減対策

(1) 特別対策の継続実施

審査支払手数料、保険料未収金補填分、保険料所得割額減額分、葬祭費の4項目について、各区市町村が一般財源で支弁する見込額(2年間で約232億円)。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

(2) (1)の特別対策を実施した場合の足立区での試算額

都内62区市町村議会において「都広域連合の規約変更について」の議案が可決された場合における一般財源の試算額は以下のとおり。

項目	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額 (案)	差額
審査支払手数料相当額	204,707千円	202,607千円	△2,100千円
財政安定化基金拠出金相当額	0円	0円	0円
保険料未収金補填分相当額	52,844千円	54,234千円	1,390千円
保険料所得割額減額分相当額	15,362千円	16,178千円	816千円
葬祭費相当額	275,470千円	281,090千円	5,620千円
合計	548,383千円	554,109千円	5,726千円

(3) 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減

	加入から2年を 経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

4 今後のスケジュール

令和8年3月上旬	「あだち長寿医療だより」で周知（世帯に送付）
4月	改定前の保険料率で仮賦課
7月中旬	住民税決定後に本賦課し、「あだち長寿医療だより」で保険料額決定を周知

5 今後の方針

都広域連合による改定結果をもとに、区民へ丁寧に周知、説明するとともに、保険料賦課等の事務処理を円滑に進めていく。

年間保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）

公的年金 収入額	R 7年度 保険料額	R 8・9年度 保 険 料 額	内 訳		増減額	増減率
			医療分	子ども・子育て 支援分		
0～153万円	14,100円	15,200円	14,900円	300円	1,100円	7.8%
168万円	21,400円	22,800円	22,300円	500円	1,400円	6.5%
173万円	38,100円	42,400円	41,400円	1,000円	4,300円	11.3%
199万円	82,300円	73,800円	72,000円	1,800円	△8,500円	△10.3%
200万円	83,200円	91,200円	89,000円	2,200円	8,000円	9.6%
225万円	116,900円	116,600円	113,700円	2,900円	△300円	△0.3%
240万円	131,400円	142,700円	139,200円	3,500円	11,300円	8.6%
300万円	189,400円	203,600円	198,500円	5,100円	14,200円	7.5%
400万円	269,200円	287,200円	280,000円	7,200円	18,000円	6.7%
500万円	350,400円	372,400円	363,000円	9,400円	22,000円	6.3%
600万円	432,600円	458,600円	447,000円	11,600円	26,000円	6.0%
700万円	514,800円	544,700円	530,900円	13,800円	29,900円	5.8%
800万円	599,900円	634,000円	617,900円	16,100円	34,100円	5.7%
900万円	691,800円	730,400円	711,800円	18,600円	38,600円	5.6%
1,000万円	783,600円	826,600円	805,600円	21,000円	43,000円	5.5%
1,017万円	800,000円	843,400円	822,400円	21,000円	43,400円	5.4%
1,045万円	800,000円	871,000円	850,000円	21,000円	71,000円	8.9%

※ 賦課限度額は医療分85万円、子ども・子育て支援分2.1万円

保険料の軽減

公的年金 収入額	医療分		子ども・子育て支援分		
	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	
	軽減率		軽減率		
153万円	7.2割	—	7割	—	
168万円		50%		50%	
173万円	5割	25%	5割	25%	
199万円		軽減無		軽減無	軽減無
200万円	2割		2割		
225万円	軽減無		軽減無		
240万円		軽減無		軽減無	

令和 7 年度 所得階層別被保険者数・保険料賦課額（軽減反映後）

年金収入換算額	被保険者数	割合	保険料賦課額	割合
0 円 ～ 1,530,000 円	950,551 人	52.7%	216 億円	10.3%
1,530,001 円 ～ 1,680,000 円	55,776 人	3.1%	14 億円	0.7%
1,680,001 円 ～ 1,730,000 円	16,652 人	0.9%	7 億円	0.3%
1,730,001 円 ～ 1,980,000 円	84,324 人	4.7%	49 億円	2.3%
1,980,001 円 ～ 2,240,000 円	92,426 人	5.1%	84 億円	4.0%
2,240,001 円 ～ 2,400,000 円	61,438 人	3.4%	72 億円	3.4%
2,400,001 円 ～ 3,000,000 円	198,151 人	11.0%	305 億円	14.5%
3,000,001 円 ～ 4,000,000 円	134,338 人	7.4%	295 億円	14.0%
4,000,001 円 ～ 5,000,000 円	62,538 人	3.5%	189 億円	9.0%
5,000,001 円 ～ 6,000,000 円	38,662 人	2.1%	148 億円	7.0%
6,000,001 円 ～ 7,000,000 円	22,016 人	1.2%	102 億円	4.9%
7,000,001 円 ～ 8,000,000 円	14,767 人	0.8%	81 億円	3.9%
8,000,001 円 ～ 9,000,000 円	11,044 人	0.6%	70 億円	3.3%
9,000,001 円 ～ 10,000,000 円	8,016 人	0.4%	58 億円	2.8%
10,000,001 円 ～ 10,170,000 円	1,164 人	0.1%	9 億円	0.4%
10,170,001 円 ～ 10,450,000 円	1,914 人	0.1%	15 億円	0.7%
10,450,001 円 ～	49,463 人	2.7%	389 億円	18.5%
合 計	1,803,240 人	—	2,103 億円	—

※ 都内 6 2 区市町村全体の数値